

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和4年10月
群馬県人事委員会

目次

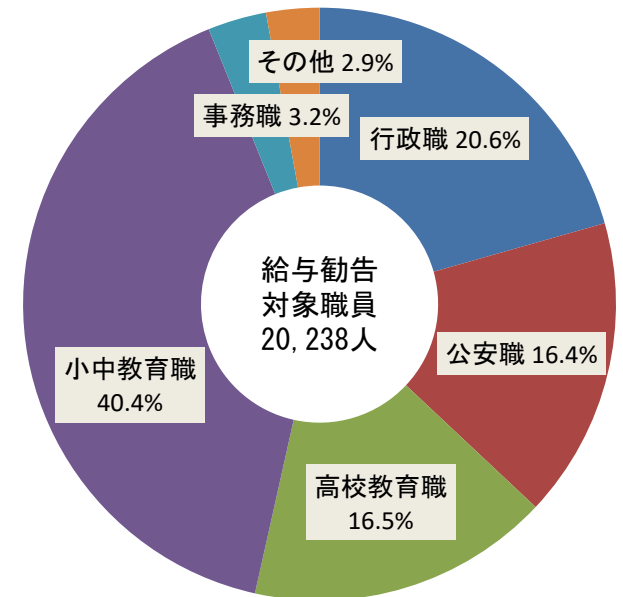
1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	職種別民間給与実態調査の概要	3
4	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	4
5	民間給与との較差に基づく給与改定	6
6	本年の勧告のポイント	7
7	職員モデル給与例（一般行政職員）	8
8	最近の給与勧告の状況（一般行政職員）	9

1 給与勧告の対象職員

令和4年4月1日現在の給与勧告対象職員(注1)は、20,238人(平均年齢42.5歳)です。
このうち、民間給与との比較を行っている一般行政職員(注2)は、4,704人(平均年齢43.5歳)で、上記職員の23.2%となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	県庁等の行政職員	4,164人	43.1歳
公安職	警察官	3,315人	38.2歳
研究職	試験場等の研究職員	270人	43.3歳
医療職(一)	保健福祉事務所等の 医師・歯科医師	24人	42.4歳
医療職(二)	保健福祉事務所等の 獣医師・薬剤師等	145人	41.5歳
医療職(三)	保健福祉事務所等の 保健師・看護師等	69人	38.4歳
福祉職	児童福祉施設の 児童自立支援専門員等	49人	39.5歳
高等学校等 教育職	高等学校・特別支援学校等の 校長・教員	3,331人	45.1歳
小学校中学校 教育職	小学校・中学校等の 校長・教員	8,179人	42.9歳
栄養職	小学校・中学校等の 学校栄養職員	36人	46.5歳
事務職	小学校・中学校・高等学校等の 学校事務職員	656人	42.0歳
計		20,238人	42.5歳

構成比

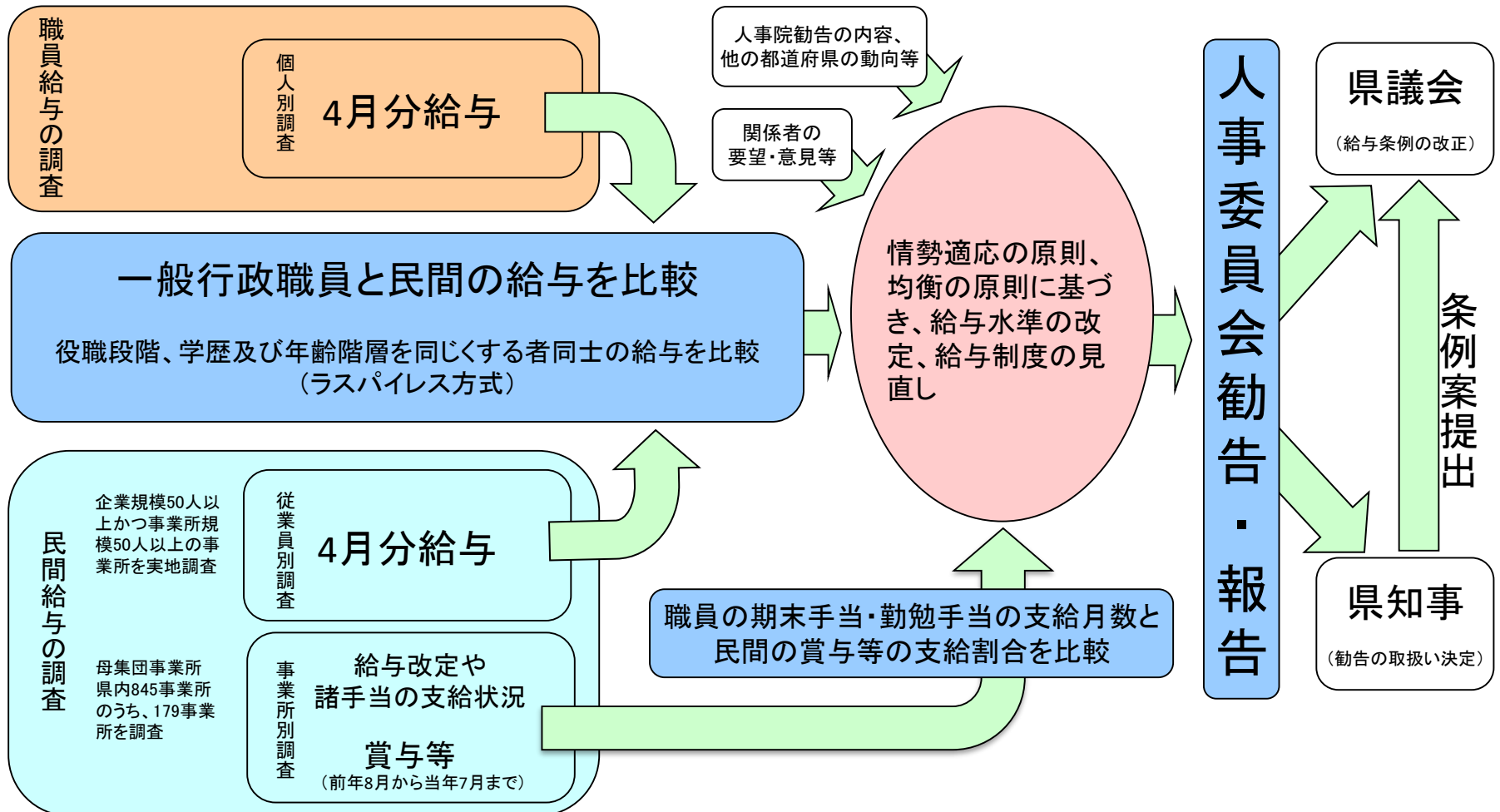


- (注)1 令和4年職員給与等実態調査の対象職員(常勤職員で、休職、育児休業、臨時的任用及び再任用等の職員を除く。)から、勧告対象外の技能労務職員(64人)を除いたもの
※ 企業職員(企業局・病院局で約1,400人)は、当該調査及び勧告いずれも対象外
- 2 行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員(本年度の新規学卒の採用者(116人)を除く。)
- 3 平均年齢は、令和4年4月1日現在の満年齢による

2 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

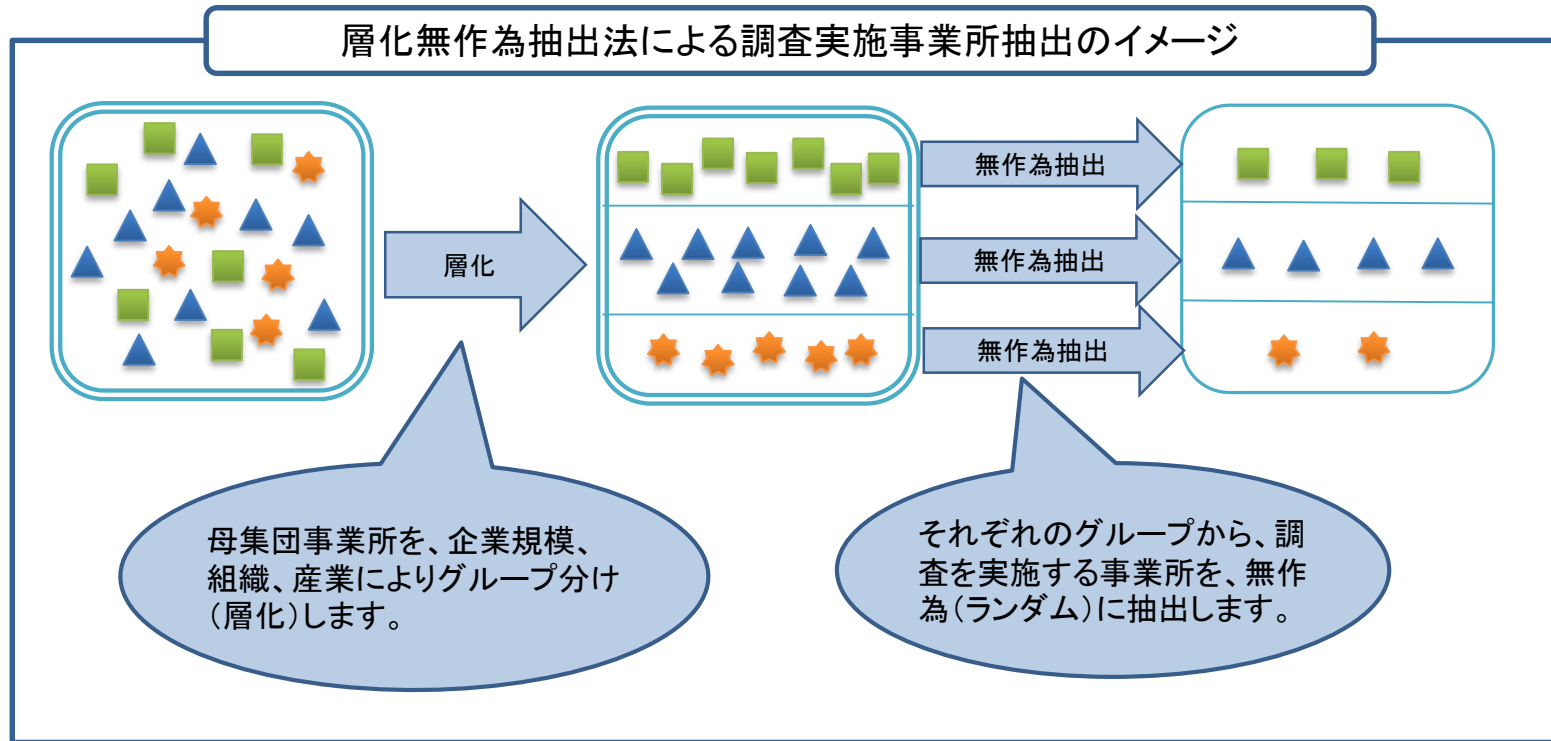
また、ボーナスについても、民間の賞与等の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を調査し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 職種別民間給与実態調査の概要

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所845事業所のうち、層化無作為抽出法によって抽出した179事業所について、本年4月分として支給された給与の額を従業員別に調査したほか、賞与等の支給状況や給与改定の状況などを事業所別に調査しました。集計に当たっての総計や平均値の算出については、全て抽出率の逆数を乗じ母集団に復元して行いました。

層化無作為抽出法による調査実施事業所抽出のイメージ



4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)①

一般的に、給与決定に重要な影響を与えていると考えられるのは、職種を始め、役職段階、学歴、年齢といった要素ですが、県と民間事業所では人員構成が異なっているため、要素ごとの単純な平均値では適切に比較することができません。

このため、職員と民間事業所従業員の月例給与を比較する際は、ラスパイレス方式によっています。

【単純平均による比較の例】

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	20人	21万円
30歳	30人	30万円	20人	31万円
40歳	20人	40万円	50人	41万円
50歳	40人	50万円	10人	51万円
計	100人	39万円	100人	36万円

全体の平均は、
A社の方が3万円高い

年齢別では、
B社の方が1万円高い

同じ人員構成
として比較

【ラスパイレス比較のイメージ】

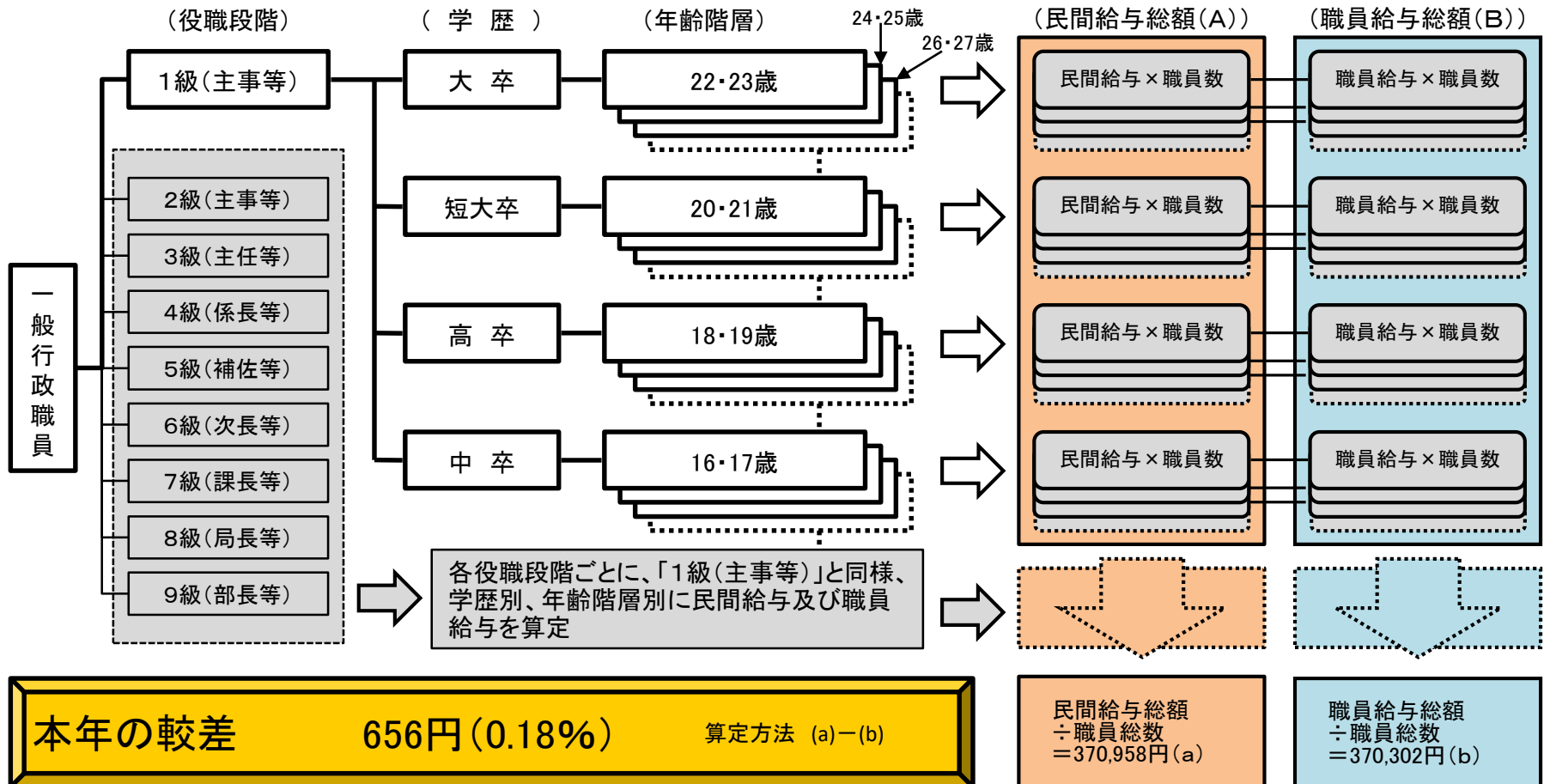
A社とB社の年齢別人数を合わせる

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	10人	21万円
30歳	30人	30万円	30人	31万円
40歳	20人	40万円	20人	41万円
50歳	40人	50万円	40人	51万円
計	100人	39万円	100人	40万円

人員構成を合わせた場合で比較すると、
全体の平均、年齢別ともにB社の方が1万円高い

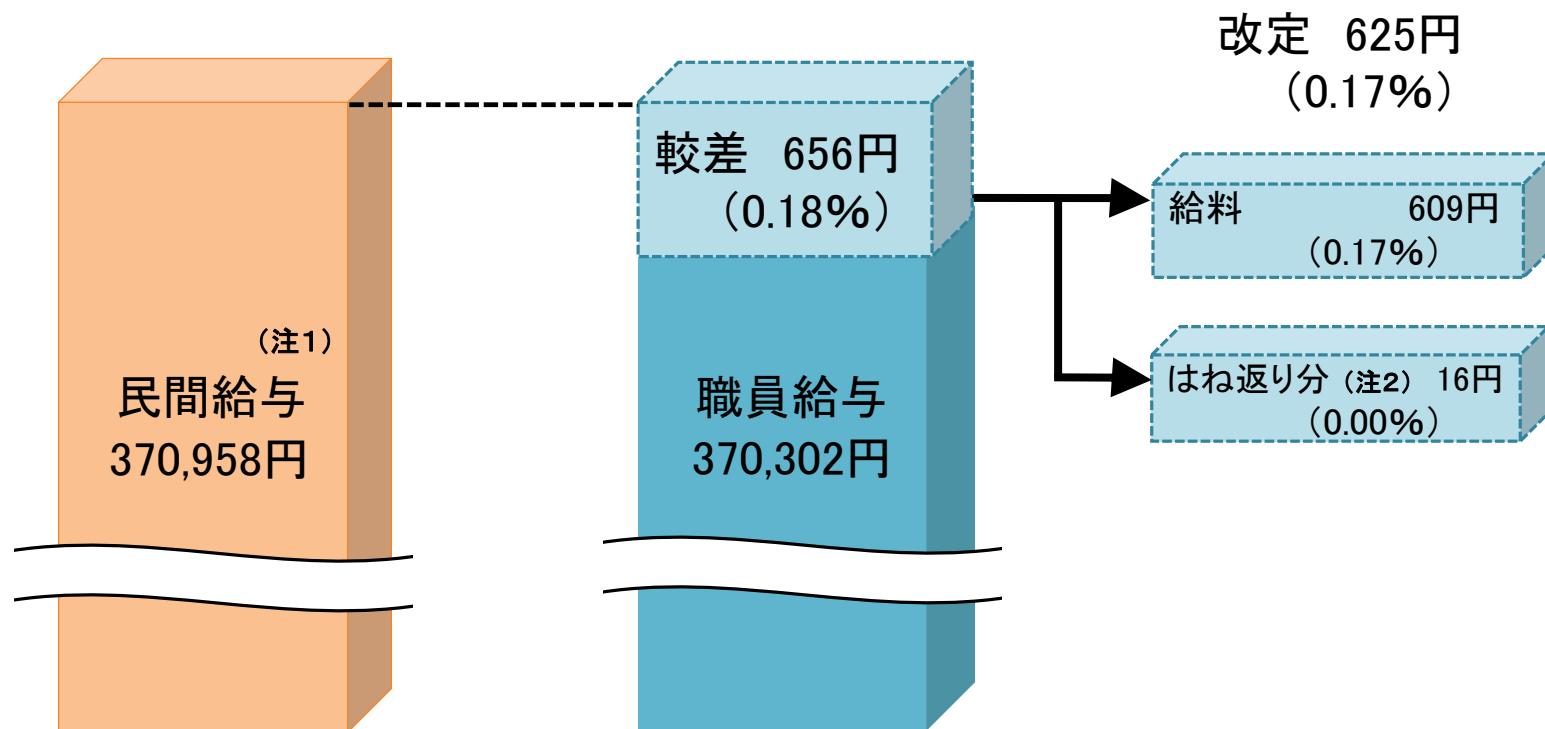
4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)②

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職員)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている職員の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



5 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月の民間給与との較差656円(0.18%)、人事院勧告等を踏まえ、以下のとおり、給料を引き上げる勧告を行いました。



(注)1 民間給与は、個々の職員に民間水準の給与額を支給するとした場合の額

2 「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分

※ 率は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入

6 本年の勧告のポイント

3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ

- 民間給与との較差（0.18%）、人事院勧告等を踏まえ若年層の給料月額を引上げ
- 民間の支給割合に見合うようボーナスを引上げ（0.10月分）
引上げ分は勤勉手当に配分

月例給

- ・ 行政職給料表 : 人事院勧告（行政職俸給表（一））に準じて改定
（平均改定率:全体 0.2%[1級 1.6%、2級 1.0%、3級0.1%、4級・5級 0.0%、
6級以上は改定なし]）
（改定例）I類(大学卒)の初任給 187,200円 → 190,200円(3,000円引上げ)
- ・ その他の給料表 : 行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定

ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.30月→4.40月）
民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分

実施時期

給料表 : 令和4年4月1日

ボーナス : 令和4年度の改定は令和4年12月1日、令和5年度の改定は令和5年4月1日

※勧告後の平均給与（一般行政職員 : 平均年齢43.5歳）

月額 370,927円 年間給与 6,159,000円（勧告前との差 月額:625円 年間給与 : 49,000円）

7 職員モデル給与例(一般行政職員) ※扶養親族がない場合

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	220,170円	358.9万円	223,245円	366.1万円	7.2万円
主任	35歳	303,195円	500.7万円	303,195円	503.9万円	3.2万円
係長	45歳	375,047円	627.5万円	375,047円	631.6万円	4.1万円
課長	55歳	495,485円	801.1万円	495,485円	805.9万円	4.8万円
部長	58歳	638,677円	1,080.9万円	638,677円	1,088.2万円	7.3万円

(注) 1 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、管理職手当及び地域手当(2.5%)を基礎に算出

2 年齢は、令和4年4月1日現在の満年齢

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(子1人につき10,000円/月、配偶者等6,500円/月(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級である職員については3,500円/月。行政職給料表9級及びこれに相当する職務の級である職員については支給しない。))を支給

8 最近の給与勧告の状況(一般行政職員)

	月例給	期末手当・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成24年	勧告なし(注1)	3.95月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注2)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.23%	4.10月	0.15月	7.4万円	1.2%
平成27年	0.23%	4.20月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成28年	0.10%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.7%
平成29年	0.23%	4.40月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成30年	0.15%	4.45月	0.05月	3.0万円	0.5%
令和元年	0.08%	4.50月	0.05月	2.4万円	0.4%
令和2年	勧告なし(注3)	4.45月	△0.05月	△2.0万円	△0.3%
令和3年	勧告なし(注4)	4.30月	△0.15月	△5.8万円	△0.9%
令和4年	0.17%	4.40月	0.10月	4.9万円	0.8%

(注)1 民間給与との較差は、0.02%。水準改定以外の勧告(昇給制度の改正)あり

2 民間給与との較差は、0.01%。水準改定以外の勧告(給与構造改革における経過措置額の廃止)あり

3 民間給与との較差は、0.02%

4 民間給与との較差は、△0.02%